

家庭教師個人契約書

(かてナビ利用者向け・個人契約用テンプレート)

家庭教師（以下「甲」という。） _____ と、保護者（以下「乙」という。）
_____ は、乙の子に対する家庭学習指導を行うにあたり、以下のとおり契約する。

第1条（契約期間）

契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

この期間は、甲・乙双方の同意のもと延長することができる。延長後の条件については、甲乙双方で協議し、必要に応じて本契約書または別紙に記録する。

やむを得ない事情により契約を継続できなくなる場合は、原則として契約解除希望日の1か月以上前に相手方へ通知し、甲乙双方で協議する。ただし、甲乙いずれかに契約の継続が困難となる著しい事由が存在する場合はこの限りではない。

第2条（授業・指導内容）

甲は乙の子に対し、学習状況、理解度、目標および乙から共有された希望を踏まえ、誠実に授業を行うよう最大限に努力する。

指導内容は、以下のとおりとする。

指導科目： _____ / 指導目的： _____ /

特記事項： _____

甲は、成績向上、志望校合格、試験合格その他特定の結果を保証するものではない。乙は、学習成果が生徒本人の学習状況、家庭での取り組み、学校・塾の状況その他複数の要因に左右されることを確認する。

第3条（授業料）

乙は甲に対し、授業1時間あたり金 _____ 円を授業料として支払う。

授業時間が予定時間を超過または短縮した場合の精算方法は、甲乙双方で協議のうえ定める。

授業料の改定を希望する場合、甲または乙は相手方に協議を求めることができる。改定内容は、双方の合意がある場合に限り有効とする。

第4条（交通費・教材費その他費用）

対面授業に伴う交通費は、 乙が実費を負担する 授業料に含む その他（ _____ ）とする。

教材費、コピー代、参考書・問題集の購入費、オンライン授業に必要な機器・通信費その他授業に関連する費用が発生する場合、その負担方法は事前に甲乙双方で確認する。

甲は、乙の事前承諾なく高額な教材、講座、サービス等の購入を乙または指導対象生徒に求めない。

第5条（支払方法）

乙は甲に対し、授業料および甲乙間で合意した費用を、毎月 _____ 日に、 銀行振込 現金 その他（ _____ ）の方法で支払う。

銀行振込の場合、振込先口座および振込手数料の負担については甲乙双方で別途確認する。

支払いの遅延が生じる場合、乙は速やかに甲へ連絡し、支払予定日について協議する。

第6条（授業日時）

原則として、以下の日時に授業を行う。

- ・ 毎週 _____ 曜日 _____ : _____ - _____ : _____
- ・ 毎週 _____ 曜日 _____ : _____ - _____ : _____
- ・ 毎週 _____ 曜日 _____ : _____ - _____ : _____

ただし、長期休暇中、試験期間中、入試直前期、学校行事その他必要がある場合は、甲乙双方による協議のうえ、別途定めることができる。

授業日時を変更する場合は、甲乙双方による協議および同意を必要とする。

第7条（授業場所・オンライン授業）

授業の実施方法は、対面 オンライン 対面およびオンラインの併用 その他（_____）とする。
対面授業の実施場所は、_____とする。実施場所を変更する場合は、事前に甲乙双方で確認する。
オンライン授業を行う場合、使用するツール、通信環境、教材共有方法、接続不良時の扱いについては、事前に甲乙双方で確認する。

第8条（授業のキャンセル・振替）

甲乙ともに、規定の授業は極力キャンセルしないよう努める。

甲または乙が授業をキャンセルする場合は、やむを得ない場合を除き、事前に相手方へ告知し、該当の授業は原則として他の日時に振り替える。

乙からのキャンセルの連絡が授業予定日当日になった場合、乙は甲へ授業料の_____％を支払う。ただし、体調不良、災害、交通機関の大幅な遅延その他やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議のうえ取り扱いを定める。

甲都合によるキャンセルまたは遅刻が生じた場合、甲は速やかに乙へ連絡し、振替授業、授業時間の延長、授業料の調整その他相当な対応について乙と協議する。

第9条（遅刻・欠席）

甲または乙の都合により遅刻または欠席が発生する場合、当事者は速やかに相手方へ連絡する。

遅刻により授業時間が短縮された場合の授業料の取り扱いは、甲乙双方で協議のうえ定める。

無断欠席、頻回な遅刻、連絡のないキャンセルその他信頼関係を損なう行為が続く場合、相手方は本契約の変更または解除について協議を求めることができる。

第10条（甲の義務）

甲は、指導対象生徒の学習状況に配慮し、社会通念上相当な範囲で安全およびマナーに配慮して授業を行う。

甲は、乙の事前承諾なく、本契約に基づく指導を第三者に代行、再委託または譲渡してはならない。

甲は、乙および指導対象生徒に対し、暴言、威圧的言動、ハラスメントその他不適切な行為を行ってはならない。

第11条（乙の義務）

乙は、甲が授業を円滑に実施できるよう、必要な学習環境、教材、連絡手段その他合理的に必要な事項について協力する。

乙は、本契約に基づき発生した授業料、交通費、教材費その他合意済みの費用を、定められた期日までに支払う。

乙は、甲に対し、社会通念上不相当な要求、過度な連絡、暴言、威圧的言動その他甲の就学・就労・生活を不当に妨げる行為を行ってはならない。

第12条（守秘義務・個人情報の取扱い）

甲および乙は、家庭学習指導または本契約を通じて知り得た相手方、指導対象生徒およびその家族に関する個人情報、学習状況、家庭事情その他非公開情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

前項の義務は、本契約終了後も存続する。

法令に基づく開示が必要な場合、または生命・身体・財産の保護のため緊急の必要がある場合は、この限りではない。

第13条（録音・録画・撮影等）

甲および乙は、相手方の事前承諾なく、授業中または連絡の過程において録音、録画、撮影、スクリーンショット、配信、第三者への共有を行ってはならない。

オンライン授業の録画、教材画像の保存、授業記録の共有等を行う場合は、その目的、範囲、保存期間および共有先について事前に甲乙双方で確認する。

第14条（契約条項の変更）

甲および乙は、契約条項の変更に関して相手方に協議を求めることができる。

協議により変更内容が合意に至った場合、本契約は変更できることとする。重要な変更については、書面、電子メール、メッセージその他後日確認可能な方法により保存することが望ましい。

第 15 条（中途解約）

甲または乙は、やむを得ない事情により本契約の継続が困難となった場合、原則として解約希望日の 1 か月前までに相手方へ通知し、甲乙協議のうえ本契約を終了できる。

前項にかかわらず、相手方に重大な契約違反、支払遅延、無断欠席、ハラスメント、信頼関係を著しく損なう行為その他本契約の継続が困難と認められる事由がある場合、相手方は本契約を直ちに解除できる。

契約終了時点で未払いの授業料、交通費、教材費その他合意済みの費用がある場合、乙は甲に対し速やかに支払う。

第 16 条（損害・紛争対応）

本契約に関連して甲乙間に損害、苦情、紛争その他問題が生じた場合、甲乙双方は誠実に協議し、解決に努める。

甲乙いずれかの故意または重大な過失により相手方に損害が生じた場合、その責任の有無および範囲は、法令および甲乙間の協議に基づき判断される。

第 17 条（かてナビの非関与）

甲乙は、本契約が甲乙間で直接締結される個人契約であり、かてナビが本契約の当事者、代理人、仲介業者、雇用主、管理者または保証人ではないことを確認する。

かてナビは、本契約の締結可否、契約条件、指導内容、授業の実施、授業料・交通費等の支払、契約の継続・終了、甲乙間の連絡、紛争その他本契約に関する事項について責任を負わない。

甲乙は、本契約に関する判断および対応を、自己の責任において行う。サイトの利用方法や講師とのやり取りで困った場合は、かてナビのお問い合わせフォームまたは公式 LINE から相談できるものとし、かてナビは原則 24 時間以内の返信に努める。ただし、これは本契約上の法的責任または紛争解決義務を負うものではない。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証する。

甲または乙が前項に違反したことが判明した場合、相手方は本契約を直ちに解除できる。

第 19 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙双方が誠実に協議のうえ、解決する。

甲乙双方が記名または署名の上、本契約書を 2 通作成し、各 1 通ずつ保有する。なお、甲乙双方が合意する場合には、電子ファイル、電子署名、電子メール、メッセージその他電磁的方法により本契約内容を保存することができる。

契約締結日	_____年_____月_____日
甲（家庭教師）住所	_____
甲（家庭教師）氏名	_____印
乙（保護者）住所	_____
乙（保護者）氏名	_____印

利用上の注意

本テンプレートは、家庭と講師の間で個人契約を行う際の参考資料として提供するものです。法的助言ではなく、個別事情により必要な条項は異なります。実際の契約内容については、双方で十分に確認のうえ、必要に応じて弁護士等の専門家へご相談ください。